２　前項に規定する場合において、同項の告知書の提出をした者が前条第三項本文の規定の適用を受けて確認書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をしなかったときは、前項の電子決済手段等取引業者の営業所等の長は、同項の規定による確認に代えて、当該告知書に記載された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が、同条第三項に規定する帳簿書類に記載されているその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。

３　電子決済手段等取引業者の営業所等の長は、第一項の規定による確認をした場合にあっては、当該確認に係る同項の告知書に前条第一項の規定により提示を受けた確認書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しておかなければならないものとし、同条第二項又は前項の規定による確認をした場合にあっては、これらの規定による確認に係るこれらの規定の告知書にその旨を記載しておかなければならないものとする。

（国外電子決済手段移転等調書の提出を要しない国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の価額の上限額）

第九条の九　法第四条の五第一項に規定する政令で定める金額は、百万円とする。

２　国外電子決済手段移転等をした電子決済手段が次の各号に掲げるものである場合における前項の規定の適用に係るこれらの電子決済手段の価額の本邦通貨への換算は、当該各号に掲げる電子決済手段の区分に応じ当該各号に定める方法によるものとする。

一　電子決済手段のうちその価額が外国通貨で表示されるもの　外国為替相場を用いて当該電子決済手段の価額を本邦通貨へ換算する方法として財務省令で定める方法

二　電子決済手段のうち資金決済に関する法律第二条第五項第四号に掲げるもの（その価額が本邦通貨又は外国通貨で表示されるものを除く。）　当該国外電子決済手段移転等をした日における当該電子決済手段の相場を用いる方法その他の財務省令で定める方法

第九条の十　第九条の規定は、法第四条の五第二項において準用する法第四条第二項から第五項までの規定を適用する場合について準用する。

第十二条の二第五項第五号中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に改め、同項第六号中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の三第四項」に改める。

附　則

この政令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第九条（見出しを含む。）の改正規定、第九条の五の見出しの改正規定及び第十二条の二第五項の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第四十一条の九」の下に「、第四十一条の十」を、「第四十一条の十五の二」の下に「、第四十一条の十九」を加え、同条第五号中「、第八十六条の五」を「から第八十六条の六まで」に改める。

第二条第十号中「、第六十六条の十一の五」を削り、「第十項」を「第十一項」に、「第十四項」を「第十五項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次項の規定　令和六年四月一日

二　第一条第一号の改正規定（「第四十一条の十五の二」の下に「、第四十一条の十九」を加える部分に限る。）　令和七年一月一日

三　第一条第一号の改正規定（「第四十一条の十五の二」の下に「、第四十一条の十九」を加える部分を除く。）　令和九年一月一日

（経過措置）

２　法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の令和六年四月一日以後に終了する事業年度において次の各号に掲げる規定の適用がある場合における当該事業年度に係る法人税の申告については、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下「改正法」という。）附則第四十六条第一項又は第四十九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる規定は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項に規定する政令で定める規定に含まれないものとする。

一　改正法附則第四十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「旧措置法」という。）第六十五条の八第七項又は第八項の規定

二　改正法附則第四十九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧措置法第六十六条の十一の四の規定

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十一号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の施行に伴い、並びに同法附則第六十二条第二項及び同法附則第六十三条第七項において準用する同法附則第五十四条第十項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の二第一項、第十一条の三、第十四条、第十八条の二第一項、第十八条の三第一項及び第十二項、第十八条の五、第十八条の七並びに第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。